

◎新潟県告示第353号

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員（平成25年11月8日新潟県告示第1273号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 （略）	新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 （略） <u>青少年研修センター</u>